

2026年5月12日

各位

会社名 ムミノバホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 福田 光秀
(コード番号：547A、東証プライム市場)
問合せ先 グループコミュニケーション部 寺坂 啓志
(TEL. 075-320-0081)

あんしん保証株式会社株券（証券コード7183）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

ムミノバホールディングス株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、本日付の取締役会決議において、あんしん保証株式会社（証券コード7183、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）スタンダード市場上場、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）及び本新株予約権（下記「1 買付け等の概要」の「買付け等の価格」において定義します。）を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の概要

公開買付けの目的	完全子会社化
買付け等の期間	2026年5月13日から2026年7月2日まで（37営業日）
買付け等の価格	①普通株式 257円 ②新株予約権 2016年8月9日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第6回新株予約権（行使期間は2018年8月10日から2026年8月9日まで）のうち、本日現在現存するもの（以下「本新株予約権」といいます。）1円
買付予定数の下限	5,186,700株（注1）
買付予定数の上限	無し
対象者の意見	本公開買付けに関し、賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨し、本新株予約権者（下記「2 買付け等の目的」の「（1）公開買付けの目的の概要」において定義します。以下同じです。）の皆様に対して本公開買付けに応募するか否かのご判断を委ねる。

（注1）買付予定数の下限について買付け等を行った場合における当該買付け等の後の公開買付者の株券等所有割合は29.82%です。

2. 買付け等の目的

（1）公開買付けの目的の概要

公開買付者は、単独株式移転の方法により、2026年4月1日付でアイフル株式会社（以下「アイフル」といいます。）の完全親会社として設立されました。公開買付者は、本日現在、東京証券取引所スタンダード市場に上場している対象者株式を直接所有しておりませんが、公開買付者の完全子会社であるアイフル（6,408,000株（所有割合（注1）：36.84%））及び同じく公開買付者の完全子会社であり、ベ

ンチャーキャピタル事業を営むAGキャピタル株式会社（378,000株（所有割合：2.17%）。以下「AGキャピタル」といいます。）を通して6,786,000株（所有割合：39.02%）を間接的に所有しており、対象者を持分法適用関連会社としております。

（注1）「所有割合」とは、対象者が2026年5月12日に公表した「2026年3月期 決算短信〔日本基準〕（非連結）」（以下「対象者決算短信」といいます。）に記載された2026年3月31日現在の対象者の発行済株式総数17,976,600株に、対象者から報告を受けた、同日現在現存する本新株予約権69個（注2）の目的となる対象者株式の数（20,700株）を加算した株式数（17,997,300株）から、同日現在の対象者が所有する自己株式数（605,282株）を控除した株式数（17,392,018株、以下「本基準株式数」といいます。）に対する割合をいい、その計算において小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、所有割合の計算において同じとします。

（注2）対象者から報告を受けた、2026年3月31日現在現存する本新株予約権は以下のとおりです。なお、目的となる対象者株式の数は、第6回新株予約権1個につき300株です。

新株予約権の名称	個数	目的となる対象者株式の数	所有割合
第6回新株予約権	69個	20,700株	0.12%

公開買付者は、本日付の取締役会決議において、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的とする取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、対象者株式の全て（但し、本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、アイフルが所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを対象として、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

また、公開買付者は、2026年5月12日付で、アイフルとの間で、アイフルが所有する対象者株式6,408,000株（所有割合：36.84%）を本公開買付けの決済の開始日に公開買付者に現物配当を行う旨の現物配当契約を締結しております。上記現物配当契約に基づく現物配当は、公開買付者グループが持株会社体制に移行しているところ、公開買付者グループが所有する対象者株式を公開買付者に集約し対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的としております。公開買付者は、法第27条の2第1項但書及び金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正も含まれます。以下「令」といいます。）第7条第1項第13号の規定に基づき、本公開買付けが成立した場合には本公開買付けの決済日に、公開買付けを実施することなく、アイフルから上記現物配当契約に基づく現物配当によりアイフルが所有する対象者株式の全てを取得する（以下「本並行買付け」といいます。）予定です。

上記現物配当契約の詳細につきましては下記「(6) 公開買付けに係る重要な合意」をご参照ください。

なお、AGキャピタルが保有する対象者株式（378,000株（所有割合：2.17%）については、本公開買付けにより取得することを予定しておりますが、本日現在で、AGキャピタルの本公開買付けへの応募意向については、確認しておりません。

公開買付者は、本公開買付けにおいて、5,186,700株（所有割合：29.82%）を買付予定数の下限と設定しており、本公開買付けに応じて売付け等の申込みがなされた株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。他方、上記のとおり、公開買付者は、対象者株式の全て（但し、本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、アイフルが所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得することにより、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的としていることから、買付予定数の上限を設定しておらず、応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合、応募株券等の全部の買付け等を行います。

なお、買付予定数の下限（5,186,700株）は、本基準株式数（17,392,018株）に係る議決権数（173,920個）に3分の2を乗じた数（115,947個）（小数点以下を切上げ）から、本並行買付けにより取得することを予定しているアイフルが所有する対象者株式数（6,408,000株、所有割合：36.84%）に係る議決権数（64,080個）を控除した議決権数に、対象者の単元株式数（100株）を乗じた株式数

(5, 186, 700株、所有割合：29.82%)としております。これは、公開買付者が、本取引において、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的としているところ、本公開買付けが成立したものの、本公開買付けにより対象者株式の全て（但し、本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、アイフルが所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できず、下記

「(4) 公開買付け後の組織再編等の方針」に記載のとおり、本株式併合（下記「(4) 公開買付け後の組織再編等の方針」において定義します。以下同じです。）の手續を実施する際には、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第309条第2項に規定する株主総会における特別決議が要件とされていることから、本取引の実施を確実に遂行すべく、本公開買付け及び本並行買付け後に公開買付者が対象者の総株主の総議決権数の3分の2以上を所有することで、当該要件を満たすことができるように設定したものです。

公開買付者は、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的としているため、本公開買付けにおいて対象者株式の全て（但し、本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、アイフルが所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、下記

「(4) 公開買付け後の組織再編等の方針」に記載の本スクイーズアウト手續を実施することにより、対象者株式の全て（但し、本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、アイフルが所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得することを予定しております。なお、対象者株式は、東京証券取引所スタンダード市場に上場しておりますが、下記「(5) 上場廃止等となる見込み及びその事由」に記載のとおり、本公開買付けの結果次第では、所定の手續を経て上場廃止となる可能性があり、また、本公開買付けの成立後に、下記「(4) 公開買付け後の組織再編等の方針」に記載の本スクイーズアウト手續を実施することとなった場合には、所定の手續を経て上場廃止となります。

対象者が2026年5月12日に公表した「その他の関係会社の親会社であるムミノバホールディングス株式会社による当社株式等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、2026年5月12日開催の対象者の取締役会において、本公開買付けに関し、賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨し、本新株予約権の所有者（以下「本新株予約権者」といいます。）の皆様が本公開買付けに応募するか否かの判断は本新株予約権者の皆様に委ねる旨の決議をしたとのことです。

また、本新株予約権は、いずれも新株予約権発行要項で譲渡による本新株予約権の取得については対象者取締役会の承認を要するものとされ、かつ本新株予約権に係る新株予約権割当契約書において当該発行要項の定めにかかわらず本新株予約権の譲渡は禁止されているとのことです。対象者は、本新株予約権者の皆様による本公開買付けへの応募の自由を確保すべく、2026年5月12日開催の取締役会において、本公開買付けの成立を条件として、本新株予約権者の皆様がその所有する本新株予約権を本公開買付けに応募することにより公開買付者に対して譲渡することについて包括的に承認する旨、及び本新株予約権に係る新株予約権割当契約書の内容を変更し譲渡可能な内容とする旨の決議をしたとのことです。

上記取締役会決議の詳細は、対象者プレスリリース及び下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑥ 対象者における利害関係を有しない取締役全員（監査等委員を含む。）の承認」をご参照ください。

(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針

① 公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

公開買付者は、アイフルの持株会社体制への移行のため、2026年4月1日に単独株式移転の方法により、アイフルの完全親会社として設立されました。また、公開買付者は2026年4月1日に東京証券取引所プライム市場に株式を上場しております。公開買付者は、持株会社としてグループ会社の経営管理及びそれに付帯又は関連する業務を行う会社であり、公開買付者は、公開買付者並びに公開買付者の連結子会社16社、非連結子会社11社及び持分法適用関連会社1社（2026年4月1日現在）からなる企業グループ（以下「公開買付者グループ」といいます。ただし、公開買付者の設立前については

アイフル並びにアイフルの連結子会社、非連結子会社及び持分法適用関連会社からなる企業グループを指します。)を構成しております。公開買付者グループは、ローン事業及びクレジット事業を主な内容とし、信用保証事業及び債権管理回収事業等の事業活動を展開しております。

公開買付者グループは、お客様の健全な消費活動や事業活動をサポートし、お客様ご自身が「For Colorful Life. (自分の色が輝く社会に)」を実現できるよう、グループ全体でサービス向上に取り組んでおります。

公開買付者グループを取り巻くノンバンク業界においては、活況な資金ニーズを背景に、営業貸付金残高は引き続き増加傾向であります。その一方で、インフレによる金融費用・人件費の上昇など、従来のローン事業を中心としたビジネスモデル・利益構造の見直しが必要な状況にあります。

このような環境下において、公開買付者グループは今後の競争力強化を目的に、主力4事業（個人向けローン・事業者向けローン・信用保証・個別信用購入あっせん）を中心に利益水準向上に取り組んでおります。アイフルが2026年3月2日に東京証券取引所に提出した「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載のとおり、今後、これらの事業から生み出した利益をもとに、M&Aを成長の原動力としたグループ利益水準の拡大及び事業多角化を推進し、ROE15%超、経常利益1,000億円の達成を目指しております。

一方、対象者は、2002年12月に東京都港区新橋において、家賃債務の保証事業を目的に、賃貸あんしん保証株式会社として設立され、2015年7月にあんしん保証株式会社に商号を変更したとのことです。また、対象者株式については、2015年11月に東京証券取引所マザーズ市場に上場し、2021年5月に東京証券取引所市場第一部に市場変更した後、2022年4月に実施された東京証券取引所の市場区分見直しにより、本日現在においては、東京証券取引所スタンダード市場に上場しているとのことです。対象者は、本日現在、不動産賃貸借契約における家賃債務の人的保証すなわち連帯保証人制度を法人として引き受ける機関保証会社として、家賃債務の保証事業を展開しており、不動産管理会社（賃貸人を含む）が入居者（賃借人）の家賃等の滞納によって、自己資金の持ち出しや滞納債権を抱えるリスクを排除し、不動産管理会社（賃貸人を含む）に対して滞納家賃等債務の保証を退去時まで行うサービスの提供を実施しているとのことです。対象者は、「ライフあんしんプラス」や「あんしんプラス」などの保証商品の販売を中心に事業を展開しており、身内の方を連帯保証人にする事で本来協力しあう関係にある賃借人と連帯保証人との不和の原因となり得る現状の抑制に向け、業務の拡大に取り組んでいるとのことです。これは、連帯保証人制度に代わる住環境のインフラの一端として、賃借人や連帯保証人の便益を向上させ、かつ、賃借人と賃貸人の間で起こるトラブルを抑制するセーフティネットとなることで、不動産賃貸業界の活性化の一助となることを目的としているとのことです。具体的な事業内容は以下のとおりとのことです。

(ア)「ライフあんしんプラス」(事前立替型保証商品)

入居者（賃借人）が支払うべき家賃等について、支払期日より前に、公開買付者の完全子会社であるクレジットカード事業者のライフカード株式会社（以下「ライフカード」といいます。）が不動産管理会社（賃貸人を含む）へ立替を行い、家賃等債務の保証を実施するサービス（事前立替型保証商品）とのことです。本商品は対象者とライフカードの業務提携により実現している商品とのことです。対象者が他社に先駆けて販売したことから家賃債務保証業界全体としては類似モデルを導入している会社が少ないビジネスモデルであるとのことです。

入居者（賃借人）から保証契約時、保証契約更新時及び毎月の家賃等の引落時に、それぞれ初回保証料、更新保証料及び月額保証料を受領し、これらが対象者の収益とのことです。フィー型のビジネスモデル（注1）であることから安定した収益基盤の構築が可能となっているとのことです。

入居者（賃借人）の家賃等の未滞納者及び1ヶ月目から3ヶ月目までの滞納者はライフカードが家賃と月額保証料等を入居者（賃借人）の登録口座から引落を行うとのことです。家賃等の滞納が4ヶ月目に対象者がライフカードに対して家賃等滞納債権の代位弁済を行うとの

ことです。家賃等の滞納が4ヶ月目以降（代位弁済実行後）の滞納者はライフカードに代わって対象者が入居者（賃借人）に対して家賃と月額保証料等の請求を行うとのことです。

（注1）「フィー型のビジネスモデル」とは、保証額に対して一定の割合の手数料をいただくフィー型の手数料体系としているビジネスモデルをいいます。

（イ）「あんしんプラス」（事前立替型保証商品）

「ライフあんしんプラス」がクレジットカード事業者による家賃等の立替を行うサービスであることに対して、「あんしんプラス」は対象者が家賃等の立替を行うサービスとのことです。入居者（賃借人）が支払うべき家賃等について、支払期日より前に対象者が不動産管理会社（賃貸人を含む）へ立替を行い、家賃等債務の保証を実施するサービス（事前立替型保証商品）とのことです。

「ライフあんしんプラス」と同様、入居者（賃借人）から保証契約時、保証契約更新時及び毎月の家賃等の引落時に、それぞれ初回保証料、更新保証料及び月額保証料を受領し、これらが対象者の収益となり、フィー型のビジネスモデルであることから安定した収益基盤の構築が可能となっているとのことです。

また、対象者は入居者（賃借人）から家賃等の支払を受けるため、入居者（賃借人）の滞納賃料等の一部について未回収金が発生する場合があります。かかるリスクをヘッジするためには、高い審査能力を保有している必要があるとのことです。対象者は信用情報機関である株式会社シー・アイ・シーに加盟していることから、入居者（賃借人）の支払能力を正確に把握することが可能な審査を行っているとのことです。

（ウ）その他商品（滞納報告型商品）

入居者（賃借人）による家賃等の滞納が発生した場合に不動産管理会社（賃貸人を含む）より、滞納の報告（代位弁済の請求）を受け、滞納家賃等の代位弁済を行うサービスとのことです。

対象者はこのような事業を展開してまいりましたが、以下の経営課題があると認識しているとのことです。

（i）外部環境に起因する課題

<短期>

昨今の物価上昇を背景としたコストの増加により信用リスク管理の重要性が高まっていく中で、信用リスクのスコアリングモデル（注2）等管理の高度化に課題があると認識しているとのことです。

また、保証会社の利用状況は住居物件からテナント物件へとその対象を拡大しており同業他社における取扱高（保証残高）の増加が見込まれることから、対象者の競争力維持が課題であると認識しているとのことです。

<中期>

業界の成長率は、一定の成長が継続することが期待されると考えているとのことです。その競争環境は激化し、審査精度の向上や付加価値サービスの提供等による差別化が求められると考えているとのことです。

また、競争激化に伴い保証会社間のM&Aや自社保証会社の業界内におけるポジショニングの見直しが発生する可能性があるとのことです。

<長期>

外国人を含めた人口構造や単身世帯の増加等の社会構造の変化を踏まえ、提供する保証

サービスの高度化のみならず、住宅セーフティネット法（注3）の改正に伴う新たな顧客層である住宅確保要配慮者（注4）向け賃貸住宅への保証事業の展開も含め、ターゲットを明確にして取り組む必要があるとのことです。

（注2）「スコアリングモデル」とは、支払状況、残高等に基づいて信用リスクを数値化するモデルをいいます。

（注3）「住宅セーフティネット法」とは、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。その後の改正を含みます。）をいうとのことです。

（注4）「住宅確保要配慮者」とは、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子供を養育する者、その他住宅の確保に特に配慮を要する者として住宅セーフティネット法その他関係法令に定められた者をいうとのことです。

（ii）内部環境に起因する課題

対象者においては、保証契約の増加に伴い、審査・回収等の業務の効率化やデータ活用が重要なテーマとなっているとのことです。

また、事業拡大に伴い、営業や回収体制の強化、システム基盤の高度化等も中長期的な経営課題と認識しているとのことです。

対象者はこのような経営課題を認識し、主に以下の施策に取り組んでいるとのことです。

（a）審査・リスク管理体制の高度化

2025年12月より、与信分野を専門とする部署を新設し、既存の提携信用情報機関だけでなく、新規の信用情報機関とも連携を行うことによって与信モデルの高度化に取り組み、信用情報や各種データの活用を進め、審査精度の向上及びリスク管理体制の強化を図っているとのことです。

（b）業務効率化・業務DX化の推進

2025年7月より、審査・契約管理・回収業務において、各種Web申込販売業者との提携及びオートコールシステム（注5）の刷新によるシステム化・DX化を進めることで、業務効率の改善及び生産性の向上を図っているとのことです。

（注5）「オートコールシステム」とは、あらかじめ録音した音声を使い、指定した電話番号のリストへ一斉に自動発信するシステムをいいます。

（c）営業基盤の強化

顧客・取引先の需要を踏まえた商品ラインナップの充実を起点とした営業活動によって、不動産管理会社・仲介会社との新規取引の開拓及び既存取引先との取引規模を拡大することで、安定的な保証契約の獲得を目指しているとのことです。また、販路の拡大、取扱高の増加に向けて、少額短期保険や見守りサービス（注6）といった賃貸物件に付帯する他業種の商材も含めた保証サービスの取扱いに着手予定とのことです。

（注6）「見守りサービス」とは、住宅にカメラやセンサーを設置し、離れて暮らす高齢の家族などの安否確認や異変検知を行うサービスをいいます。

公開買付者グループと対象者の資本関係は、2003年12月にアイフルの子会社である株式会社ライフ（現ライフカード株式会社。）が対象者と業務提携を行うとともに（当該業務提携関係は2011年7月の株式会社ライフを吸収分割会社、ライフカードを吸収分割承継会社とする吸収分割によりライフカードに承継。）、株式会社ライフが対象者の第三者割当増資の引き受けを行い、株式会社ライフが600株（当時の所有割合：12.2%）を取得したことに始まります。その後、2007年8月に公開買付者

グループが対象者の第三者割当増資の引き受けを行い、アイフルが5,500株（増資後発行済株式総数の45.08%（2007年8月当時。以下、増資後発行済株式総数との比率につき同じです。）、株式会社ライフが1,000株（増資後発行済株式総数の8.20%。なお、増資前所有株式数は600株（増資前発行済株式総数の12.24%（2007年8月当時。）、ニュー・フロンティア・パートナーズ株式会社（現 AGキャピタル）が400株（増資後発行済株式総数の3.28%）を取得したことにより、公開買付者グループとして7,500株（増資後発行済株式総数の61.48%）を保有するに至り、アイフルが対象者を子会社化しました。対象者株式の取得は、カード事業との一層のアライアンス強化に加え、公開買付者グループとの協同による家賃保証の商品開発・マーケティング強化を図ることが背景です。なお、株式会社ライフが所有する対象者株式については、2011年7月にアイフルを吸収合併存続会社、株式会社ライフを吸収合併消滅会社とする合併により、アイフルに承継されております。

その後、対象者が実施した増資やストック・オプションの権利行使等に伴い、2015年4月には対象者はアイフルの持分法適用関連会社となっております。

公開買付者は、本日現在においては、東京証券取引所スタンダード市場に上場している対象者株式6,786,000株（所有割合：39.02%）を、公開買付者の完全子会社であるアイフル（6,408,000株（所有割合：36.84%））とAGキャピタル（378,000株（所有割合：2.17%））を通して間接的に所有しており、対象者を持分法適用関連会社としております。

公開買付者グループは、IT企業への変革により100年続く企業を目指しており、長期的にめざす姿である経常利益1,000億円の実現に向けて、2027年3月期を最終年度とする中期経営計画を2024年5月に公表しており、基本方針として、①M&Aの推進②コスト構造改善を掲げております。M&Aの推進については、そのターゲットとして、親和性がありロールアップ等でバリューアップが見込める先や金融事業を主軸にグループのノウハウが活用できる先を中心に検討しており、最大600億円の投資を実行すべく取り組んでおります。また、コスト構造改善については、人員構成の見直しや内製化、さらに無人店舗の廃店を実施中であり、業務全体の見直しと改善を図りつつロスを取り除くことにより、50億円以上の削減を目指しています。

アイフルは対象者を持分法適用会社とした後も、対象者株式の上場を維持することにより、対象者の業界における知名度や優秀な人材確保等、上場会社としてのメリットの継続的な享受を図る一方で、対象者を取り巻く市場環境は大きく変化していると認識しておりました。具体的には、高齢化の加速や転居を伴う経済活動を行う10代から40代の人口の絶対数の減少などの情勢の変化による不動産賃貸市場の低迷の可能性、金利上昇による経営成績や財政状態への悪影響など今後の経営環境が厳しくなると考えておりました。

このような状況下で、アイフルは、対象者は公開買付者グループが個人向けローン以外の多角化を図るうえで重要な会社であり、さらなる連携の強化が両社の企業価値向上に繋がると考えております。一方、アイフルは、アイフルと対象者がそれぞれ独立した上場企業として存在している状況はグループ経営を行うにあたって一定の制約が生じる可能性があるものと考え、対象者の完全子会社化を通じて双方の経営資源を機動的に活用できる体制を構築することが最善であると考え、2025年10月下旬より本取引の検討を開始いたしました。

アイフルは、対象者を完全子会社化するための具体的な検討を行うため、2025年12月19日に、公開買付者グループ及び対象者から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として株式会社SBI証券（以下「SBI証券」といいます。）を、2025年12月25日に、公開買付者グループ及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーとして長島・大野・常松法律事務所を、また、2026年1月6日に、公開買付者グループ及び対象者から独立した会計・税務アドバイザーとして株式会社Closerをそれぞれ選任し、本取引に関する検討体制を構築しました。

そして、アイフルは2026年1月27日に、アイフルの概要、対象者株式に対する公開買付け及びその後のスクイーズアウトによる対象者の完全子会社化を検討している旨及びその目的、想定されるシナジー、スケジュール、公開買付価格の提案やデュー・ディリジェンスの実施に関する考え方、本取引実施後の経営体制の方針、資金調達方法を記載した法的拘束力のない意向表明書（以下「本意向表明

書」といいます。)を提出いたしました。その上で、アイフルと対象者は、2026年1月下旬以降、本取引に向けた具体的な協議・検討を開始いたしました。

具体的には、アイフルは、本公開買付けの実現可能性の精査のため、2026年2月上旬から同年3月下旬まで対象者に対してデュー・ディリジェンス(以下「本デュー・ディリジェンス」といいます。)を実施するとともに、これと並行して、対象者及び本特別委員会(下記「③ 対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由)」において定義します。以下同じです。)との間で、本取引の意義・目的や、本取引によって発現が見込まれるシナジー、本取引後の経営体制・事業方針についての協議・検討を継続してまいりました。

かかる協議の一環として、2026年3月2日、アイフルは本特別委員会より公開買付者グループの事業概要等、本取引を実施する目的・理由、本取引のストラクチャー、本取引後の経営方針、本取引の公正性に関する事項及び対象者株式1株当たりの買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)に関する基本的な方針について書面による質問を受領し、同年3月12日、当該質問事項について書面による回答を提出いたしました。さらに、同年3月16日開催の本特別委員会において、アイフルは、本取引の背景・意義・目的、経営課題、シナジー効果、本取引後の経営方針に関する説明及び意見交換を行いました。また、アイフルは2026年3月23日には、対象者との間で対象者の事業、事業環境、事業計画への理解を深めるための面談も行いました。

また、アイフルは、本公開買付価格及び本新株予約権1個当たりの買付け等の価格(以下「本新株予約権買付価格」といいます。)を含む本取引における諸条件についての検討を行いました。また、公開買付者グループは本取引の買付主体についても検討を行いました。アイフルが2025年5月19日に公表した「単独株式移転による持株会社体制への移行に関するお知らせ」に記載のとおり、公開買付者が持株会社としてグループ会社の経営管理及びそれに付帯又は関連する業務を行う役割を担うことから、公開買付者を本取引の買付主体とすることとしました。

かかる検討も踏まえて、公開買付者グループは対象者との更なる連携の強化が両社の企業価値向上につながると考えております。具体的には、以下のようなシナジー効果を創出できると考えております。

(a) 信用力審査能力・回収能力の強化

公開買付者グループにおいては、個人向け無担保ローンをはじめとする幅広い金融サービスを展開してきており、統計データを基にしたスコアリングシステムや長年培ってきた与信のノウハウを保持しております。また、多くのデータ分析人員が在籍しており、分析結果や与信ノウハウを実装できる体制も整えております。公開買付者グループが有するスコアリングシステムを含む与信ノウハウを対象者に共有し対象者の与信モデルの高度化を図ることで、対象者においても、高い審査通過率と滞納リスクの精緻な管理を両立できると考えております。また、両社の与信情報を組み合わせることで与信力をより高度化することが可能と考えます。加えて、公開買付者グループはローン事業・クレジット事業・信用保証事業における幅広い分野の事業展開を通じて、債権回収のノウハウを保持しており、公開買付者グループとの連携の強化を通じて、対象者における回収能力を高めることができると考えております。

(b) 公開買付者グループの提携金融機関や取引先法人ネットワークの活用

公開買付者グループの保証事業を中心とした2026年2月時点の提携金融機関は273社となっており、広範な金融機関とのネットワーク及び取引先法人とのネットワークを有しております。これらの金融機関及び取引先法人とのネットワークを対象者が活用することで、対象者の提携先管理会社数をさらに拡大させることや新規サービスの開発が可能であると考えております。

(c) 業務効率化によるコスト削減

公開買付者グループは、対象者の契約事務、債権管理、コールセンターといったバックオフィス領域において、公開買付者グループの持つ業務効率化の知見・ノウハウの対象者との共有や公開買付者

と対象者との連携強化によるプロセス統合や運営体制の見直しにより、公開買付者グループ及び対象者のバックオフィス領域の効率化を見込むことができると考えております。また、公開買付者とのシステム基盤の統合による維持費の削減、共同購買による外部調達コストの削減等の、対象者における業務効率化によるコスト削減も見込むことができると考えております。

(d) 業務DX化の推進

公開買付者グループはIT人材戦略として、エンジニアの内製化を進めており、2025年3月期にはエンジニア数は前期比で32%増加しております。また、将来的には公開買付者グループの全社員のうち25%をエンジニアにすることで、プロダクトの社内開発・改修による業務改善や生産性向上、コスト削減による収益性の向上を目指しております。このIT人材リソースを活用することで、対象者のDX化を推進し、業務の効率化に資するシステム開発を行うことができると考えております。また、対象者において管理会社向けの管理システムの提供等の企画・開発も行うことができるようになると考えております。

(e) 資金調達の効率化

公開買付者グループでは、銀行借入による間接調達のほか、社債による直接調達によって資金調達を行っております。2025年3月期末の間接調達先は71行、直接調達は2025年3月期において計600億円の社債を発行しており、2025年3月期末の社債及び借入れなどの資金調達額の合計は、約7,900億円となっております。また、本デュー・ディリジェンスを通じて、公開買付者グループの資金調達コストは対象者の資金調達コストよりも低いことが推測されたことから、本取引の実施によって、対象者における資金調達枠の拡大や資金調達コストの引き下げに資することができると考えております。

(f) 両社の営業拠点の連携

対象者は全国で10支店1営業所を開設しており、アイフルは全国にB to Bの営業拠点を26支店有しております。これらの支店における営業連携を進めることにより、両社における取引先の拡大を図ることができると考えております。

例えば、対象者提携先の不動産管理会社等への営業連携を強化することで、公開買付者グループにおける不動産担保ローンの残高を拡大させることができると考えております。

(g) 両社におけるコーポレート・管理部門の機能向上

対象者の契約事務、債権管理、コールセンターといった家賃債務保証業務に直接的に関わるバックオフィス領域以外にも、両社における経営企画・システム・コーポレート部門等の知見や機能の活用、リソースの共有等により、対象者の事業拡大に資することや両社の間接部門の機能向上に資することができると考えております。

公開買付者グループは、対象者が独立した上場会社である場合、公開買付者グループ及び対象者が有する与信・回収に関するノウハウ、営業上の顧客情報や保証審査・契約手続のデジタル化やAIを活用した滞納リスク管理等のDXに係る技術・ノウハウの共有が難しいこと及び公開買付者グループによる対象者へのリソースの投入に制約があると考えており、現状の資本関係を維持し、対象者が独立した上場会社である場合には、ライフカードによる提携を含む公開買付者グループと対象者の連携による効果を最大化することは難しく、本取引の実施による完全子会社化が必要と考えております。

なお、公開買付者グループは、本取引の実施に伴う対象者の上場廃止のデメリットについても検討いたしました。上場廃止に伴い、一般的には、上場会社としての信用力低下、人材採用・流出リスク、顧客・取引先からの信用の低下、ガバナンス体制の変化及びステークホルダーへの影響等のデメリットが考えられますが、対象者が上場廃止となった後もプライム市場に上場する公開買付者グループの一員であることから上場廃止による信用力低下の影響は限定的であると考えております。また、方法の詳細は未定であるものの、従業員や顧客、取引先等のステークホルダーにも本取引の意義につ

いて十分に説明を行う予定であり、特段、悪影響が発生することは想定しておりません。

公開買付者は、本取引により公開買付者グループと対象者の一層の連携が進むことで、シナジーの発現が期待される一方、対象者の事業に重大な影響を及ぼすようなディスシナジーは特段生じず、デメリットをメリットが上回ると考えております。

以上の検討を踏まえて、公開買付者は、対象者の完全子会社化を目的とする本取引の一環として、本公開買付けを実施することを決定し、その後、下記「② 買付け等の価格の算定の経緯及び基礎」の「(ii) 算定の経緯」において記載した対象者との交渉を経て、公開買付者は、2026年5月12日、本公開買付価格を257円として、本取引の一環として本公開買付けを実施することを決定いたしました。

また、公開買付者及びアイフルは、アイフルの保有する対象者株式を公開買付者に集約する方法についても検討し、2026年5月12日に公開買付者とアイフルとの間で現物配当契約を締結しました。

② 買付け等の価格の算定の経緯及び基礎

(i) 算定の基礎

(A) 普通株式

公開買付者は、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者グループ及び対象者から独立した第三者算定機関として、公開買付者のファイナンシャル・アドバイザーであるSBI証券に対して、対象者株式の株式価値の算定を依頼いたしました。なお、SBI証券は、公開買付者及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有しておりません。

SBI証券は、複数の株式価値の算定手法の中から対象者株式の株式価値の算定手法を検討した結果、対象者が継続企業であるとの前提の下、対象者株式の価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、対象者の市場株価の動向を勘案した市場株価法、対象者と比較可能な上場会社が複数存在し、類似会社比較による対象者株式の株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法及び対象者の業績の内容や予想等を勘案したDCF法を算定手法として用いて対象者株式の株式価値の算定を行いました。公開買付者は、SBI証券から、2026年5月11日付で株式価値算定書（以下「公開買付者算定書」といいます。）を取得いたしました。また、公開買付者は、SBI証券から取得した公開買付者算定書に記載された算定内容及び算定結果に加え、本デュー・ディリジェンスの結果、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場株価の動向及び本公開買付けに対する応募の見通しを総合的に勘案した上で、対象者との協議・交渉の結果等を踏まえ、本公開買付価格を判断・決定しているため、SBI証券から本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

なお、本取引に係るSBI証券に対する報酬には、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬が一部含まれております。公開買付者は、報酬の一部を成功報酬とすることには、本取引が不成立となった場合の取引費用を限定することが可能になるという合理性があること及び報酬体系としても同種の取引における一般的な実務慣行であること等を勘案すれば、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれることの一事をもって独立性が否定されるわけではないと判断の上、上記の報酬体系によりSBI証券を公開買付者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として選任しております。

公開買付者算定書によれば、SBI証券が採用した算定手法及び当該手法に基づいて算定された対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価法	: 168円～183円
類似会社比較法	: 147円～432円
DCF法	: 239円～304円

市場株価法では、算定基準日を2026年5月11日として、東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の算定基準日終値176円、算定基準日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値177円(小数点

以下第一位を四捨五入しております。以下、終値単純平均値の計算において同じです。)直近3ヶ月間の終値単純平均値183円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値168円を基に、対象者株式1株当たりの株式価値の範囲を168円から183円までと算定しております。

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する家賃債務保証事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて対象者の株式価値を算定し、対象者株式1株当たりの株式価値の範囲を147円から432円と算定しております。

DCF法では、対象者から提供された2027年3月期から2029年3月期までの事業計画を、対象者の直近までの業績の動向、公開買付者が対象者に対して行ったデュー・ディリジェンスの結果、対象者へのヒアリング及び一般に公開された情報等の諸要素を考慮し、公開買付者において調整を行った対象者の事業計画に基づき、2027年3月期以降に対象者が創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことにより対象者の企業価値や株式価値を評価し、対象者株式1株当たりの株式価値の範囲を239円から304円までと算定しております。

公開買付者は、SBI証券から取得した公開買付者算定書に記載された算定内容及び算定結果に加え、本デュー・ディリジェンスの結果、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場株価の動向及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案した上で、対象者との協議・交渉の結果等を踏まえ、2026年5月12日、本公開買付価格を257円とすることを決定いたしました。

なお、本公開買付価格である257円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である2026年5月11日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値176円に対して46.02%のプレミアムを加えた価格、直近1ヶ月間(2026年4月13日から2026年5月11日まで)の終値単純平均値177円に対して45.20%のプレミアムを加えた価格、直近3ヶ月間(2026年2月12日から2026年5月11日まで)の終値単純平均値183円に対して40.44%のプレミアムを加えた価格、直近6ヶ月間

(2025年11月12日から2026年5月11日まで)の終値単純平均値168円に対して52.98%のプレミアムを加えた価格です。また、本公開買付価格は、本日の前営業日である2026年5月11日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値176円に対して46.02%のプレミアムを加えた価格となります。

(B) 本新株予約権

本新株予約権については、本日現在において権利行使期間が到来して権利行使条件を充足しているものの、本公開買付価格(257円)が対象者株式1株当たりの行使価額を下回っていること、公開買付者が本新株予約権を取得したとしてもこれらを行使することができないと解されることから、公開買付者は、本新株予約権買付価格を1円とすることを決定いたしました。

なお、公開買付者は、上記のとおり、本新株予約権買付価格を決定したことから、第三者算定機関からの算定書は取得しておりません。

(ii) 算定の経緯

公開買付者は、本デュー・ディリジェンスの結果、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場株価の動向及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、2026年4月8日、本特別委員会に対して、2026年3月期期末配当を無配とする前提で、本公開買付価格を230円、本新株予約権買付価格を1円とする旨を提案いたしました。なお、公開買付価格に係る提案価格は、東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の当該提案日の前営業日(2026年4月7日)の終値186円に対して23.66%(小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、プレミアムの計算において同じです。)、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値195円に対して17.95%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値177円に対して29.94%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値164円に対して40.24%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。これに対し、公開買付者は、2026年4月10日に、本特別委員会より、公開買付価格に係る提案価格は対象者の一般株主の利益に配慮された金額とは到底言えないとして本公開買付価格の再検討を要請されました。また、公開買

付者は、本特別委員会より本新株予約権買付価格については、改めて検討結果を連絡する旨の回答を受けました。

かかる要請を踏まえて、公開買付者は、本公開買付価格について改めて慎重に検討し、2026年4月20日、本特別委員会に対して、2026年3月期期末配当を無配とする前提で、本公開買付価格を235円、本新株予約権買付価格を1円とする旨を提案いたしました。なお、公開買付価格に係る提案価格は、東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の当該提案日の前営業日(2026年4月17日)の終値177円に対して32.77%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値189円に対して24.34%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値179円に対して31.28%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値165円に対して42.42%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。これに対し、公開買付者は、2026年4月22日に、本特別委員会より、公開買付価格に係る提案価格は未だ対象者の一般株主の利益に配慮された金額とは到底言えないとして本公開買付価格の再検討を要請されました。また、公開買付者は、本特別委員会より本新株予約権買付価格については、改めて検討結果を連絡する旨の回答を受けました。

その後、公開買付者は、本公開買付価格について改めて慎重に検討し、2026年4月27日、本特別委員会に対して、2026年3月期期末配当を無配とする前提で、本公開買付価格を247円、本新株予約権買付価格を1円とする旨を提案いたしました。なお、公開買付価格に係る提案価格は、東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の当該提案日の前営業日(2026年4月24日)の終値181円に対して36.46%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値185円に対して33.51%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値180円に対して37.22%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値166円に対して48.80%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。これに対し、公開買付者は、2026年4月28日に、本特別委員会より、公開買付価格に係る提案価格は未だ対象者の一般株主の利益に配慮された金額とは到底言えないとして本公開買付価格の再検討を要請されました。また、公開買付者は、本特別委員会より本新株予約権買付価格については、改めて検討結果を連絡する旨の回答を受けました。

その後、公開買付者は、本公開買付価格について改めて慎重に検討し、これ以上の提案価格の引上げは困難な最終の提案価格として、2026年5月1日、本特別委員会に対して、2026年3月期期末配当を無配とする前提で、本公開買付価格を253円、本新株予約権買付価格を1円とする旨を提案いたしました。なお、公開買付価格に係る提案価格は、東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の当該提案日の前営業日(2026年4月30日)の終値178円に対して42.13%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値183円に対して38.25%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値182円に対して39.01%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値167円に対して51.50%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。これに対し、公開買付者は、2026年5月7日に、本特別委員会より、公開買付価格に係る提案価格は未だ対象者の一般株主の利益に十分に配慮された金額とは言えないとして本公開買付価格の再検討を要請されました。また、公開買付者は、本特別委員会より本新株予約権買付価格については、改めて検討結果を連絡する旨の回答を受けました。

その後、公開買付者は、本公開買付価格について改めて慎重に検討し、これ以上の提案価格の引上げはできない最終の提案価格として、2026年5月8日、本特別委員会に対して、2026年3月期期末配当を無配とする前提で、本公開買付価格を257円、本新株予約権買付価格を1円とする旨を提案いたしました。なお、公開買付価格に係る提案価格は、東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の当該提案日の前営業日(2026年5月7日)の終値176円に対して46.02%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値178円に対して44.38%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値183円に対して40.44%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値167円に対して53.89%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。これに対し、2026年5月11日、公開買付者は、本特別委員会より本公開買付価格に係る提案価格について応募を推奨することが相当であるという回答及び本新株予約権買付価格については、本新株予約権の行使価格を踏まえれば不合理な価格であるとはいえないものの、対象者の本新株予約権の所有者の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権者の皆様のご判断に委ねることが相当であるとの回答を受領し、本公開買付価格を257円、本新株予約権買付価格

を1円とすることで対象者と合意に至りました。

(注) SBI証券は、対象者の株式価値算定に際して、公開買付者及び対象者から提供を受けた情報、ヒアリングにより聴取した情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全であること、対象者の株式価値算定に重大な影響を与える可能性がある事実でSBI証券に対して未開示の事実はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っていないとのことです。また、SBI証券は、対象者の資産及び負債（デリバティブ取引、簿外資産・負債、その他偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自の評価又は鑑定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っていないとのことです。また、かかる算定において参照した対象者の財務見直しについては、公開買付者及び対象者により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に準備・作成されたこと、並びにかかる算定は2026年5月11日現在の情報と経済情勢を反映したものであることを前提としているとのことです。

③ 対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(i) 検討体制の構築の経緯

対象者は、上記「①公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、2026年1月27日にアイフルから、本意向表明書の提出を受け、本取引について具体的な検討を開始したとのことです。そして、対象者は、当該検討を進めるにあたり、手続の公正性及び取引条件の妥当性等についての専門的助言を得て、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保すべく、下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、2026年1月30日に、公開買付者及びアイフル（総称して又は個別に、以下「公開買付者等」といいます。）並びに対象者（総称して、以下「公開買付関連当事者」といいます。）から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である山田コンサルティンググループ株式会社（以下「山田コンサル」といいます。）を、また、公開買付関連当事者から独立したリーガル・アドバイザーであるTMI総合法律事務所を、本取引と同種の取引における実績等も踏まえてそれぞれ選任したとのことです。

また、対象者は、公開買付者の連結子会社ではなく、本公開買付けは支配株主による従属会社の買収には該当しないものの、公開買付者は、対象者の議決権の36.89%を保有する対象者のその他の関係会社であるアイフルの完全親会社であることを考慮し、本取引に関する対象者の意思決定に慎重を期し、また、対象者の取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保する観点から、TMI総合法律事務所の助言を踏まえ、公開買付関連当事者から独立した立場で、本取引に係る検討、交渉及び判断を行うための体制の構築を開始したとのことです。具体的には、対象者は、2026年1月30日付の対象者の取締役会決議により、特別委員会全体としての知識・経験・能力のバランスを確保しつつ適正な規模をもって特別委員会を構成すべく、経済産業省が2019年6月28日に公表した「公正なM&Aの在り方に関する指針－企業価値の向上と株主利益の確保に向けて－」（以下「M&A指針」といいます。）で委員として最も適任であるとされている、対象者の独立社外取締役である村上寛氏（監査等委員）及び岩下悦男氏（監査等委員）に加え、M&A指針においてM&Aに関する専門性（手続の公正性及び企業価値評価に関する専門的知見）を補うために社外役員に加えて委員として選任することが否定されないとされている社外有識者として、公認会計士として本取引と同種の取引に関する豊富な知識と経験を有する寺田芳彦氏（トラスティーズ・アドバイザー株式会社 公認会計士・税理士）の3名から構成される、公開買付関連当事者及び本取引の成否のいずれからも独立した特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）を設置する旨を決定したとのことです。

本特別委員会は、2026年2月3日開催の第1回特別委員会において、公開買付関連当事者及び本取引の成否からの独立性並びに専門性を有するファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として山田コンサルを、同じく独立性及び専門性を有するリーガル・アドバイザーとしてTMI総合法律事務所を、それぞれ対象者のアドバイザーとして選任することにつき承認したと

のことで。

また、下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「③対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、本特別委員会は、2026年2月3日開催の第1回特別委員会において、対象者が社内に構築した本取引の検討体制（本取引の検討、交渉及び判断に関与する対象者の役職員の範囲及びその職務を含みます。）について、公開買付者等及び本取引の成否からの独立性の観点から問題がないことを確認したとのことです。

(ii) 検討・交渉の経緯

上記体制の下、対象者は、山田コンサルから対象者株式の価値算定結果に関する報告、公開買付者等との交渉方針に関する助言その他の財務的見地からの助言を受けるとともに、TMI総合法律事務所から本取引における手続の公正性を確保するための対応についての助言その他の法的助言を受け、これらを踏まえ、本特別委員会の意見の内容を最大限尊重しながら、本取引の是非並びに本公開買付価格及び本新株予約権買付価格を含む取引条件の妥当性について、慎重に協議及び検討を行ってきたとのことです。また、本特別委員会は、公開買付者等との間で、本取引の実施に関して、継続的に協議及び交渉を行ってきたとのことです。

具体的には、対象者は、公開買付者から、2026年4月8日に、本公開買付価格を230円（東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の当該提案日の前営業日（2026年4月7日）の終値186円に対して23.66%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値195円に対して17.95%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値177円に対して29.94%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値164円に対して40.24%のプレミアムをそれぞれ加えた価格）、本新株予約権買付価格を1円とする旨の提案を受けたとのことです。当該提案に対して、本特別委員会は、2026年4月10日、当該提案価格を本特別委員会において検討した結果、(a) 本公開買付価格に係る当該提案価格は、対象者の一般株主の利益に配慮された金額とは到底いえないとの結論に至ったとして、本公開買付価格を再検討するよう要請する旨、(b) 本新株予約権買付価格については、改めて検討結果を連絡する旨の回答を行ったとのことです。

その後、公開買付者から、2026年4月20日に、本公開買付価格を235円（東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の当該提案日の前営業日（2026年4月17日）の終値177円に対して32.77%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値189円に対して24.34%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値179円に対して31.28%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値165円に対して42.42%のプレミアムをそれぞれ加えた価格）、本新株予約権買付価格を1円とする旨の第2回目の提案を受けたとのことです。当該提案に対して、本特別委員会は、2026年4月22日、当該提案価格を本特別委員会において検討した結果、(a) 本公開買付価格に係る当該提案価格は、未だ対象者の一般株主の利益に配慮された金額とは到底いえないとの結論に至ったとして、本公開買付価格を再検討するよう要請する旨、(b) 本新株予約権買付価格については、改めて検討結果を連絡する旨の回答を行ったとのことです。

その後、公開買付者から、2026年4月27日に、本公開買付価格を247円（東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の当該提案日の前営業日（2026年4月24日）の終値181円に対して36.46%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値185円に対して33.51%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値180円に対して37.22%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値166円に対して48.80%のプレミアムをそれぞれ加えた価格）、本新株予約権買付価格を1円とする旨の第3回目の提案を受けたとのことです。当該提案に対して、本特別委員会は、2026年4月28日、当該提案価格を本特別委員会において検討した結果、(a) 本公開買付価格に係る当該提案価格は、未だ対象者の一般株主の利益に配慮された金額とは言えず、一般株主の皆様の本公開買付けへの応募を推奨することは到底できないとの結論に至ったとして、本公開買付価格を再検討するよう要請する旨、(b) 本新株予約権買付価格については、改めて検討結果を連絡する旨の回答を行ったとのことです。

その後、公開買付者から、2026年5月1日に、本公開買付価格を253円（東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の当該提案日の前営業日（2026年4月30日）の終値178円に対して42.13%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値183円に対して38.25%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値182円に対して39.01%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値167円に対して51.50%のプレミアムをそれぞれ加えた価格）、本新株予約権買付価格を1円とする旨の第4回目の提案を受けたとのこと。当該提案に対して、本特別委員会は、2026年5月7日、当該提案価格を本特別委員会において検討した結果、(a) 本公開買付価格に係る当該提案価格は、未だ対象者の一般株主の利益に十分に配慮された金額とは言えず、未だ一般株主の皆様にも本公開買付けへの応募を推奨することはできない水準であるとの結論に至ったとして、本公開買付価格を再検討するよう要請する旨、(b) 本新株予約権買付価格については、改めて検討結果を連絡する旨の回答を行ったとのこと。

その後、公開買付者から、2026年5月8日に、本公開買付価格について、これ以上の提案価格の引上げを行うことはできない最終の提案として、本公開買付価格を257円（東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の当該提案日の前営業日（2026年5月7日）の終値176円に対して46.02%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値178円に対して44.38%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値183円に対して40.44%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値167円に対して53.89%のプレミアムをそれぞれ加えた価格）、本新株予約権買付価格を1円とする旨の最終提案を受けたとのこと。当該提案に対して、本特別委員会は、2026年5月11日、当該最終提案価格を本特別委員会において検討した結果、(a) 本公開買付価格に係る当該提案価格は、対象者の一般株主の利益に配慮された価格であることから、対象者の一般株主の皆様に対して応募を推奨することが相当であると判断し、最終提案に応諾する旨、(b) 本新株予約権買付価格に係る当該提案価格については、本新株予約権の行使価格を踏まれば不合理な価格であるとはいえないものの、本新株予約権者に対して本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権者の判断に委ねることが相当であると判断した旨の回答を行ったとのこと。

(iii) 判断内容

以上の経緯の下、対象者は、2026年5月12日開催の取締役会において、TMI総合法律事務所から受けた法的助言並びに山田コンサルから受けた財務的見地からの助言及び2026年5月11日付で提出を受けた対象者株式の価値算定結果に関する株式価値算定書（以下「本株式価値算定書（山田コンサル）」といいます。）の内容を踏まえつつ、本特別委員会から2026年5月12日付で取得した答申書（以下「本答申書」といいます。）の内容を最大限尊重しながら、本公開買付けを含む本取引は対象者の企業価値向上に資するか否か、本公開買付価格及び本新株予約権買付価格を含む本取引に係る取引条件が公正・妥当なものか否か、本取引に係る手続の公正性が確保されているか、本取引は対象者の一般株主にとって公正なものであると考えられるか等の観点から、慎重に協議及び検討を行ったとのこと。

その結果、対象者は、以下の点等を踏まえると、上記「①公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載の公開買付者が企図する施策の内容は合理的であり、本取引は対象者の企業価値向上に資するものであると考えるに至ったとのこと。

また、上記「①公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、対象者を取り巻く事業環境は、より一層厳しさを増していきと考えているとのこと。

事業環境の変化が予想される中で、中長期的に企業価値を向上させるためには、審査・リスク管理体制の高度化、業務効率化・業務DX化の推進及び営業基盤の強化のための施策が必要であると認識しているところ、対象者は、現在もこれらの施策に取り組んでおりますが、より効果的かつ機動的に一貫性をもって取り組み、一定の事業リスクを伴う戦略を迅速かつ大胆に実行する必要があると考えているとのこと。

そして、公開買付者は、上記「①公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載の具体的な施策を企図しているとのことですが、対象者としても以下のシナジー効果が期待できることから、上記の施策の実行が必要であると考えているとのことです。

(a) 審査・リスク管理体制の高度化

既存の提携信用情報機関だけでなく、新規の信用情報機関とも連携を行うことによって与信モデルの高度化に取り組み、信用情報や各種データの活用を進め、審査精度の向上及びリスク管理体制の強化を図っているところ、公開買付者グループが保持している、統計データを基にしたスコアリングシステムや長年培ってきた与信のノウハウを対象者が活用することで、より多くの信用情報や各種データを獲得でき、更なる審査精度の向上及びリスク管理体制の強化を期待することができるとのことです。

(b) 業務効率化・業務DX化の推進

審査・契約管理・回収業務においてシステム化・DX化を進めることで、業務効率の改善及び生産性の向上を図っているところ、公開買付者グループのIT人材リソースを活用することで、対象者のDX化を推進し、業務の効率化に資するシステム開発を行うことができると考えているとのことです。また、対象者において管理会社向けの管理システムの提供等の企画・開発も行うことができるようになると考えているとのことです。

加えて、公開買付者グループの持つ業務効率化の知見・ノウハウを対象者が活用し、また、公開買付者と対象者との連携強化によるプロセス統合や運営体制の見直しを行うことにより、コスト削減が見込めると考えているとのことです。

(c) 営業基盤の強化

顧客・取引先の需要を踏まえた商品ラインナップの充実を起点とした営業活動によって、不動産管理会社・仲介会社との新規取引の開拓及び既存取引先との取引規模を拡大することで、安定的な保証契約の獲得を目指しているところ、対象者が公開買付者グループの有する広範な提携金融機関及び取引先法人とのネットワークを活用したりアイフル及び対象者の支店における営業連携を進めたりすることで、対象者の提携先管理会社数の更なる拡大や営業活動の効率化、新規取引先の開拓を図ることができ、安定的な保証契約の獲得へつながる可能性があると考えているとのことです。

(d) 資金調達の効率化

対象者のビジネスモデル上、短期ではあるものの多額の借入れが必要であり、それに伴う支払利息額が大きいところ、公開買付者グループの資金調達コストは対象者の資金調達コストよりも低いことが推測されるため、本取引は、対象者における資金調達方法の選択肢（グループファイナンスによる調達や新規取引金融機関からの調達）の増加による資金調達の安定性向上や資金調達コストの引き下げに資すると考えているとのことです。

上記のシナジーは公開買付者等の経営資源を活用することで実現できるものと考えているとのことです。一方で対象者には公開買付者グループ以外の一般株主が存在するため、対象者が公開買付者グループの経営資源を活用した場合に、利益の一部が公開買付者グループの外に流出するといった指摘を受ける可能性があることから、上場を維持した場合には公開買付者等の経営資源の活用に一定の制約があると考えられるとのことです。また、対象者の一般株主からも、対象者と公開買付者グループ間の取引に関して、対象者に対して支配力を有する公開買付者グループに有利な条件で取引が行われているのではないかと指摘を受ける可能性があり、一般株主への配慮から対象者経営陣の意思決定が過度に慎重になる結果、各種施策の大胆かつ迅速な意思決定乃至実行が阻害される可能性が否定できないと考えているとのことです。加えて、上場を維

持することにより、適時開示の対応やガバナンス体制の構築等の負担が生じるため、経営資源を事業に集中させることは難しくなり、この観点からも上場を維持したままでは施策の大胆な実行に一定の制約があると考えているとのことです。

以上の理由から、上場を維持したままではシナジーの実現は困難で、シナジーを実現することができたとしてもその効果は限定的となり、又は実現までに多大な時間を要することが考えられるとのことです。

なお、一般論としては、対象者が上場廃止した場合には、資本市場からのエクイティ・ファイナンスによる資金調達を行うことができなくなり、また、上場会社として対象者が享受してきた社会的な信用や知名度の向上による人材の確保及び取引先との取引等に影響を及ぼす可能性が考えられます。しかしながら、現在対象者はエクイティ・ファイナンスの活用による資金調達の必要性は当面見込んでおらず、事業から生じるキャッシュ・フローや金融機関からの借入れにより、資金確保は可能であると考えていること、また証券取引所への上場から10年以上経過し、上場による対象者のブランド力や取引先に対する信用力は凡そ確保できていること、加えてこれまでの事業活動を通じて顧客・取引先・金融機関・従業員に対する信用力及び知名度は既に確保できていることから、対象者の上場廃止による人材の確保及び取引先との取引に及ぼすデメリットは極めて限定的であると考えているとのことです。また、むしろ本取引を行うことで、公開買付者グループの知名度により対象者の認知度が向上し、人材の確保や信用力の向上といったメリットがあると考えているとのことです。

さらに近年のコーポレートガバナンス・コードの改訂、資本市場に対する規制の強化により、株式上場を維持するために必要な人的・金銭的成本は増加を続けており、これらのコストが対象者の経営推進上の大きな負担となる可能性も否定できないと考えているとのことです。本取引により、上場維持コストが削減されれば、長期的な視点での企業価値の向上を図れるものと考えているとのことです。

また、対象者は、以下の各事情により、本公開買付価格は対象者の株主の皆様が享受すべき利益が確保された妥当な価格であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して、合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。

(a) 本公開買付価格(257円)が、下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「②対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載されている山田コンサルによる対象者株式の株式価値の算定結果のうち、市場株価法に基づく算定結果のレンジの上限を上回っていること、かつディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)に基づく算定結果のレンジの範囲内であること

(b) 本公開買付価格(257円)が、本公開買付けの公表日の前営業日である2026年5月11日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値176円に対して46.02%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値177円に対して45.20%、過去3ヶ月間の終値単純平均値183円に対して40.44%、過去6ヶ月間の終値単純平均値168円に対して52.98%のプレミアムがそれぞれ加えられた価格であるところ、これらのプレミアムは、経済産業省がM&A指針を公表した2019年6月28日以降、2026年4月7日までの間に成立した非公開化を前提とした親会社又はその他の関係会社による公開買付けの事例のうち、公表時点で対象者によって賛同及び株主に対する応募推奨の意見が表明された事例(ディスカウントTOBの事例は除く。)126件のプレミアムの中央値(公表日前営業日終値に対して41.10%、過去1ヶ月間の終値単純平均値に対して43.03%、過去3ヶ月間の終値単純平均値に対して42.97%、過去6ヶ月間の終値単純平均値に対して42.37%)と比較して遜色ないプレミアムが付されたものであると認められること

(c) 下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の利益相反を回避するための措置が採られていること等、対象者の一般株主の利益への配慮がなされていると認められること

(d) 上記利益相反を回避するための措置が採られた上で、本特別委員会と公開買付者との間で独立当事者間の取引における協議・交渉と同等の協議・交渉が複数回行われた上で決定された

価格であること

(e) 当該価格は、下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「③対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、本特別委員会から取得した本答申書においても、妥当であると判断されていること

以上より、対象者は、2026年5月12日開催の対象者取締役会において、本公開買付けへの賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対しては本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。また、本新株予約権については、本新株予約権買付価格が1円とされていることから、本新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募するか否かについて、本新株予約権者の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。なお、かかる対象者取締役会決議は、公開買付者が本公開買付け及び本スクイーズアウト手続を実施することにより対象者株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われたものとのことです。

当該取締役会における決議の詳細は下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑥対象者における利害関係を有しない取締役全員（監査等委員を含む。）の承認」をご参照ください。

④ 公開買付け後の経営方針

対象者の完全子会社化以降の経営方針については、公開買付者グループ及び対象者の企業価値向上の最大化に向け、本公開買付け成立後に、対象者と協議を行っていくことを予定しております。本日現在において、公開買付者は対象者に対して2名の監査等委員でない取締役を派遣しておりますが、本公開買付け後の対象者の経営体制・取締役会の構成については、役員派遣の有無その他人事に関する事項を含め、現時点で決定している事項はなく、適切なガバナンスと、公開買付者グループとしてのシナジー効果を最大限実現できる体制作りを目指し、本公開買付け成立後に公開買付者グループと対象者との間で協議を行う予定です。なお、対象者は、対象者の監査等委員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、公開買付者の従業員1名を補欠の監査等委員である取締役に選任しており、対象者の2026年3月期に関する定時株主総会においても、公開買付者の従業員1名を補欠の監査等委員である取締役として選任する旨の取締役選任議案を上程することを予定しております。

(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者は、対象者株式を間接的に6,786,000株（所有割合：39.02%）所有していることから対象者のその他の関係会社に該当し、対象者株式の全て（但し、本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、アイフルが所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得することにより、対象者を完全子会社とすることを目的としていることから、本公開買付けは、東京証券取引所の有価証券上場規程第441条第1項第2号に規定される公開買付けに該当し、同第441条に定められる「MBO等に係る遵守事項」が適用されます。このため、対象者において特別委員会による意見を記載した書面を入手する必要があるなど、企業行動規範の遵守が求められること、及び対象者の取締役にはアイフルの出身者又は兼務者がいることを踏まえ、本公開買付けを含む本取引において、公開買付者及び対象者は、本公開買付けの段階から本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の公正性を担保するとともに、本取引に関する意思決定の恣意性を排除し、意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保し、また利益相反の疑いを回避する観点から、本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するため、以下の措置を講じております。なお、以下の記載のうち、対象者において実施した措置に関する記載は、対象者から受けた説明に基づくものです。

公開買付者は、上記「(1) 公開買付けの目的の概要」に記載のとおり、本日現在、アイフル及びAGキャピタルを通して対象者株式6,786,000株（所有割合：39.02%）を間接的に所有しているため、本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority) の買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する一般株主の皆様の利益に資さない可能性もあると考え、いわゆる「マジョリティ・オ

ブ・マイノリティ」(Majority of Minority)の買付予定数の下限は設定しておりません。もっとも、公開買付者としては、公開買付者及び対象者において以下の措置を講じていることから、対象者の一般株主の皆様の利益には十分な配慮がなされていると考えております。

① 公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者グループ及び対象者から独立した第三者算定機関として、公開買付者のファイナンシャル・アドバイザーであるSBI証券に対して、対象者株式の株式価値の算定を依頼いたしました。なお、SBI証券は、公開買付者及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有しておりません。

SBI証券は、複数の株式価値の算定手法の中から対象者株式の株式価値の算定手法を検討した結果、対象者が継続企業であるとの前提の下、対象者株式の価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、対象者の市場株価の動向を勘案した市場株価法、対象者と比較可能な上場会社が複数存在し、類似会社比較による対象者株式の株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法及び対象者の業績の内容や予想等を勘案したDCF法を算定手法として用いて対象者株式の株式価値の算定を行いました。公開買付者は、SBI証券から、2026年5月11日付で公開買付者算定書を取得いたしました。また、公開買付者は、本取引に際して実施されている他の本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の公正性を担保するための措置並びに利益相反を回避するための措置を踏まえて、対象者の少数株主の皆様の利益に十分な配慮がなされていると考えていることから、SBI証券から本公開買付価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

なお、本取引に係るSBI証券に対する報酬には、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬が一部含まれております。公開買付者は、報酬の一部を成功報酬とすることには、本取引が不成立となった場合の取引費用を限定することが可能になるという合理性があること及び報酬体系としても同種の取引における一般的な実務慣行であること等を勘案すれば、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれることの一事をもって独立性が否定されるわけではないと判断の上、上記の報酬体系によりSBI証券を公開買付者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として選任しております。

公開買付者がSBI証券から取得した公開買付者算定書の概要については、上記「2 買付け等の目的」の「(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」の「②買付け等の価格の算定の経緯及び基礎」の「算定の基礎」をご参照ください。

② 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

(i) 算定機関の名称並びに対象者及び公開買付者との関係

対象者は、本公開買付けに関する意見表明を行うに当たり、公開買付者から提示された本公開買付価格に対する意思決定の公正性を担保するために、公開買付関連当事者から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である山田コンサルに対し、対象者株式の株式価値の算定を依頼し、2026年5月11日付で本株式価値算定書(山田コンサル)を取得したとのことです。

山田コンサルは、公開買付関連当事者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していないとのことです。また、本「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、公開買付者及び対象者において、本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置を実施していることから、対象者は、山田コンサルから本公開買付価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)は取得していないとのことです。

なお、本取引に係る山田コンサルに対する報酬には、本取引の公表及び本スクイズアウト手

続の完了を条件に支払われる成功報酬が含まれているとのことです。対象者は、同種の取引における一般的な実務慣行及び本取引が不成立となった場合であっても対象者に相応の金銭負担が生じる報酬体系の是非等も勘案すれば、上記成功報酬が含まれることをもって独立性が否定されるわけではないと判断の上、上記の報酬体系により山田コンサルを対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として選任したとのことです。また、本特別委員会は、2026年2月3日開催の第1回特別委員会及び2026年4月28日開催の第10回特別委員会において、山田コンサルの独立性及び専門性に問題がないことを確認した上で、対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として承認したとのことです。

(ii) 対象者株式に係る算定の概要

山田コンサルは、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、対象者が継続企業であるとの前提の下、対象者株式の株式価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、対象者株式が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、対象者の将来の事業活動の状況を算定に反映するためDCF法を用いて、対象者株式の1株当たりの株式価値算定を行っているとのことです。

山田コンサルが上記各手法に基づき算定した対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりとのことです。

市場株価法	: 168円～183円
DCF法	: 240円～304円

市場株価法では、2026年5月11日を基準日として、東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の基準日終値176円、直近1ヶ月間の終値の単純平均値177円、直近3ヶ月間の終値の単純平均値183円、直近6ヶ月間の終値の単純平均値168円を基に、対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲を168円から183円までと算定しているとのことです。

DCF法では、対象者が現時点で合理的に予測可能な期間まで作成した2027年3月期から2029年3月期までの事業計画（以下「本事業計画」といいます。）における収益予測及び投資計画、対象者の2026年3月期における財務情報、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、対象者が2027年3月期以降に生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の株式価値を算定し、対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲を240円から304円と算定しているとのことです。なお、割引率は自己資本コストを採用し、8.15%から9.15%を採用しており、継続価値の算定に当たっては永久成長法を採用し、外部環境等を総合的に勘案した上で永久成長率を0.00%から1.00%として、継続価値を3,463百万円から4,581百万円と算定しているとのことです。

山田コンサルがDCF法の算定の前提とした本事業計画に基づく財務予測は以下のとおりとのことです。なお、本事業計画には、対前年度比において大幅な増減益及び大幅なフリー・キャッシュ・フローの増減を見込んでいる事業年度が含まれるとのことです。具体的には、2027年3月期においては2026年3月期に一時的に減少した人件費及び法務費用が通常の水準に戻ることに並びに保証残高の増加に伴う貸倒関連費用の増加により対前年比で営業利益は116百万円の大幅な減少、基幹システムの更新により対前年比でフリー・キャッシュ・フローは283百万円の大幅な減少、2028年3月期及び2029年3月期においては回収体制の効率化により保証残高の増加と比較して貸倒関連費用の増加を抑制することにより、2028年3月期は対前年比で営業利益は76百万円の大幅な増加、フリー・キャッシュ・フローは342百万円の大幅な増加、2029年3月期においては対前年比で営業利益は127百万円の大幅な増加、フリー・キャッシュ・フローは77百万円の大幅な増加を見込んでいるとのことです。

なお、本事業計画は、対象者の将来の成長を考慮した上で本取引の取引条件の妥当性を検討することを目的として、足元で実施している審査・リスク管理体制の高度化、業務効率化・業務DX

化の推進及び営業基盤の強化といった各種施策を踏まえて対象期間を通じて見込んでいる売上の増加や費用の減少及び足元の事業環境を前提に作成したものであり、公開買付関連当事者又は公開買付者グループの出身者若しくは出向者である対象者の役職員はその作成過程に一切関与しておりません。

また、本取引の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において収益に与える影響を具体的に見積もることが困難であるため、反映していないとのことです。

(単位：百万円)

	2027年 3 月期	2028年 3 月期	2029年 3 月期
売上高	6,688	7,256	7,865
営業利益	148	223	350
EBITDA	249	376	485
フリー・キャッシュ・ フロー	△170	172	249

山田コンサルは、対象者株式の株式価値の算定に際し、対象者から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っていないとのことです。また、対象者の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）に関して独自の評価・査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っていないとのことです。加えて対象者の財務予測に関する情報については、対象者による現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としているとのことです。但し、山田コンサルは、算定の基礎とした本事業計画について、複数回、対象者と質疑応答を行い、その作成経緯及び対象者の現状を把握した上で、それらに不合理な点がないかという観点から、対象者の事業計画の合理性を確認しているとのことです。また、山田コンサルの算定は、2026年5月11日までの上記情報を反映したものであるとのことです。

(iii) 本新株予約権に係る算定の概要

対象者は、本新株予約権買付価格に関して、本新株予約権買付価格が本新株予約権1個あたり1円とされていることから、第三者算定機関から算定書及びフェアネス・オピニオンを取得する必要性が乏しいと判断し、これらを山田コンサルから取得していないとのことです。

③ 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得

(i) 設置等の経緯

対象者は、2026年1月30日付の取締役会決議により、本取引に関する対象者の意思決定に慎重を期し、対象者取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保することを目的として、本特別委員会を設置したとのことです。なお、本特別委員会の設置に先立ち、対象者は、2026年1月27日にアイフルから本意向表明書を受領して以降、公開買付関連当事者から独立した立場で、対象者の企業価値の向上及び対象者の少数株主の利益の確保の観点から本取引に係る検討、交渉及び判断を行うための体制を構築するため、対象者の社外取締役の全員に対して、アイフルから本意向表明書を受領した旨、並びに本取引が構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が類型的に存する取引に該当するため、本取引に係る検討・交渉等を行うに当たっては、本特別委員会の設置をはじめとする本取引に係る取引条件の公正性を担保するための措置を十分に講じる必要がある旨等を説明したとのことです。

対象者は、TMI 総合法律事務所から受けた本取引に関する意思決定の過程、方法その他の本取引に関する意思決定に当たっての留意点等についての法的助言を踏まえ、公開買付関連当事者から独立した立場で、対象者の企業価値の向上及び対象者の一般株主の皆様の利益の確保の観点

から本取引に係る検討、交渉及び判断を行うための体制の構築を行い、本特別委員会の委員となる対象者の独立社外取締役及び社外有識者の独立性及び適格性等についても確認を行ったとのことです。その上で、対象者は、TMI 総合法律事務所の助言を得て、本特別委員会全体としての知識・経験・能力のバランスを確保しつつ適正な規模をもって本特別委員会を構成するべく、M&A指針で委員として最も適任であるとされている、対象者の独立社外取締役である村上寛氏（監査等委員）及び岩下悦男氏（監査等委員）に加え、M&A指針においてM&Aに関する専門性（手続の公正性や企業価値評価に関する専門的知見）を補うために社外役員に加えて委員として選任することが否定されないとされている社外有識者として、公認会計士として本取引と同種の取引に関する豊富な知識と経験を有する寺田芳彦氏（トラスティーズ・アドバイザー株式会社 公認会計士・税理士）の3名を、公開買付関連当事者及び本取引の成否のいずれからも独立した本特別委員会の委員として選定したとのことです。また、本特別委員会の委員の互選により、村上寛氏が本特別委員会の委員長に就任しているとのことです（なお、本特別委員会の委員は設置当初から変更していないとのことです。また、本特別委員会の各委員の報酬は固定額であり、本取引の成立等を条件とする成功報酬は採用していないとのことです。）。

その上で、対象者は、2026年1月30日付の取締役会決議により本特別委員会を設置するとともに、本特別委員会に対し、①本取引の是非（本取引が対象者の企業価値の向上に資するかを含む。）に関する事項、②本取引の取引条件の公正性（買収対価の水準、買収の方法及び買収対価の種類その他の取引の条件が公正なものとなっているかどうかを含む。）に関する事項、③本取引の手続の公正性（取引条件の公正さを担保するための手続が十分に講じられているかどうかを含む。）に関する事項並びに④上記①乃至③その他の事項を踏まえ、本取引が対象者の一般株主にとって公正であるか否か（①乃至④を総称して、以下「本諮問事項」といいます。）について諮問したとのことです。さらに、対象者の取締役会は、本取引に関する決定を行うに際して、本特別委員会の意見を最大限尊重し、本特別委員会が本取引の条件について妥当でないと判断した場合には、本取引を実行する旨の意思決定を行わないことを併せて決議しているとのことです。

加えて、対象者の取締役会は、本特別委員会に対し、①対象者の費用負担の下、本取引に係る調査（本取引に関係する対象者の役員若しくは従業員又は本取引に係る対象者のアドバイザーに対し、本諮問事項の検討に必要な事項について質問を行い、説明又は助言をを求めることを含む。）を行う権限、②特別委員会自ら取引関係者と協議・交渉する権限、③対象者の役職員（利益相反のおそれがないものに限る。）をして、上記協議・交渉に関与させる権限、④陪席する対象者の役員若しくは従業員又は本取引に係る対象者のアドバイザーに対し、適宜退席を求める権限、⑤特別委員会が必要と認めるときは、対象者の費用負担の下、特別委員会独自の弁護士、算定機関、公認会計士その他のアドバイザーを選任する権限、⑥対象者のアドバイザーを指名し、又は変更を求めるほか、対象者のアドバイザーに対して必要な指示を行う権限を付与したとのことです。

(ii) 検討の経緯

本特別委員会は、2026年2月3日から2026年5月11日までに、合計12回開催されたほか、会日外においても電子メール等を通じて報告・情報共有、審議及び意思決定を行い、本諮問事項に関し、慎重に検討を行ったとのことです。

具体的には、本特別委員会は2026年2月3日に開催された第1回特別委員会及び2026年4月28日開催の第10回特別委員会において、公開買付関連当事者及び本取引の成否からの独立性並びに専門性を有するファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として山田コンサルを、同じく独立性及び専門性を有するリーガル・アドバイザーとしてTMI 総合法律事務所を、それぞれ対象者のアドバイザーとして選任することにつき承認したとのことです。

また、本特別委員会は、2026年2月3日開催の第1回特別委員会及び2026年4月28日開催の第10回特別委員会において、対象者が社内に構築した本取引の検討体制（本取引に係る検討、交渉及び判断に関与する対象者の役職員の範囲及びその職務を含みます。）について、公開買付者等

及び本取引の成否からの独立性の観点から問題がないことを確認しているとのことです。その上で、本特別委員会は、TMI 総合法律事務所から受けた法的助言を踏まえ、本取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措置について検討を行っているとのことです。

さらに、本特別委員会は、山田コンサルから受けた財務的見地からの助言を踏まえつつ、山田コンサルが対象者株式の株式価値の算定において基礎とする対象者の事業計画について、対象者からその内容、重要な前提条件及び作成経緯等について説明を受けるとともに、その作成経緯及び対象者の現状を把握した上で、それらに不合理な点がないかという観点から、これらの事項について合理性を確認し、承認しているとのことです。

本特別委員会は、公開買付者等に対し質問事項を提示し、公開買付者等から、本取引の目的や背景、本取引後の経営方針とそれらの具体的な施策とそのために対象者の完全子会社化を必要とする理由、本取引におけるメリット・デメリット、本取引のストラクチャー、本取引における手続・諸条件等についてインタビュー形式及び書面により質疑応答を実施し、また対象者に対し質問事項を提示し、対象者から、対象者の経営状況、認識している経営課題、市場環境、企業価値向上の観点から本取引を実行する目的や意義、対象者事業に対する影響、本取引により上場廃止となることで懸念される事項の有無等についてインタビュー形式及び書面により質疑応答を実施しているとのことです。

加えて、上記「②対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載のとおり、山田コンサルは、対象者が作成した事業計画を前提として対象者株式の株式価値の算定を実施しておりますが、本特別委員会は、山田コンサルから、株式価値の算定結果とともに、対象者の株式価値の算定方法、当該算定方法を選定した理由、各算定方法による算定内容及び重要な前提条件について説明を受けるとともに、質疑応答及び審議・検討を行った上で、これらの事項について合理性を確認しているとのことです。

また、本特別委員会は、公開買付者等との交渉過程への関与方針として、交渉の窓口は対象者のファイナンシャル・アドバイザーである山田コンサルが行うこととしつつ、本特別委員会自身が公開買付者等との交渉を行うことにより、取引条件に関する交渉過程に関与したとのことです。

(iii) 答申内容

以上の経緯で、本特別委員会は、本諮問事項について慎重に検討及び協議を重ねた結果、委員全員一致の決議により、2026年5月12日に、対象者の取締役会に対し、本答申書を提出したとのことです。本答申書の内容については、対象者プレスリリースをご参照ください。

④ 対象者における独立した法律事務所からの助言

上記「(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」の「③対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」に記載のとおり、対象者は、本取引に関し、本公開買付け価格の公正性その他本公開買付けを含む本取引の公正性を担保すべく、公開買付関連当事者から独立したリーガル・アドバイザーとしてTMI 総合法律事務所を選任し、同事務所から、本取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措置、本取引の諸手続並びに本取引に係る対象者の意思決定の方法及びその過程等に関する助言を含む法的助言を受けているとのことです。なお、TMI 総合法律事務所は、公開買付関連当事者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していないとのことです。また、TMI 総合法律事務所に対する報酬には、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれていないとのことです。また、本特別委員会は、2026年2月3日開催の第1回特別委員会及び2026年4月28日開催の第10回特別委員会において、TMI 総合法律事務所の独立性及び専門性に問題がないことを確認した上で、対象者のリーガル・アドバイザーとして承認しているとのことです。

⑤ 対象者における独立した検討体制の構築

対象者は、構造的な利益相反の問題を排除する観点から、対象者を除く公開買付関連当事者から独立した立場で、本取引に係る検討、交渉及び判断を行う体制を対象者の社内に構築したとのことです。

具体的には、2026年1月27日にアイフルから本意向表明書を受領して以降、本取引に係る対象者の検討、交渉及び判断の過程に利害関係者を関与させないこととした上で、対象者の取締役8名のうち、本特別委員会の委員である村上寛氏及び岩下悦男氏を除く6名の取締役（伊藤義英氏（代表取締役社長）、関原昌浩氏（常務取締役）、中嶋明氏（取締役）、堂本顕孝氏（取締役）、大川馨一郎氏（取締役）及び市川順也氏（取締役・監査等委員））はアイフルの出身者又は兼務者であることから本取引の検討体制には加えないこととしているとのことです。そして、アイフルの出身者ではあるものの、2015年5月1日に対象者へ転籍し、転籍から10年以上が経過していることから、公開買付者等からの独立性が認められると考えられる玉置司氏（執行役員）を代表者とし、玉置司氏（執行役員）及び、公開買付者等の出身者、兼務者又は出向者ではないことから公開買付者等からの独立性が認められる南野義人氏（経営管理部 課長）の2名で構成される検討体制を構築し、それ以降、当該検討体制において、公開買付者等からの対象者に対するデュー・ディリジェンスに対応するほか、特別委員会とともに、対象者と公開買付者等との間の本取引に係る取引条件に関する交渉過程に関与してきたとのことです。また、構造的な利益相反の問題を排除する観点から、利害関係を有するおそれが否定できない公開買付者等の出身者、兼務者又は出向者である対象者の役職員について、対象者株式の価値評価の基礎となる事業計画の作成過程や、対象者と公開買付者等との間の本公開買付価格及び本新株予約権買付価格を含む本取引に係る取引条件に関する交渉過程に関与させないこととしており、かかる取扱いを継続しているとのことです。

以上の取扱いを含めて、対象者の社内に構築した本取引の検討体制（本取引の検討、交渉及び判断に関与する対象者の役職員の範囲及びその職務を含みます。）はTMI総合法律事務所の助言を踏まえたものであり、公開買付者等及び本取引の成否からの独立性の観点から問題がないことについて、本特別委員会の確認を受けているとのことです。

⑥ 対象者における利害関係を有しない取締役全員（監査等委員を含む。）の承認

対象者は、TMI総合法律事務所から受けた法的助言、山田コンサルから受けた財務的見地からの助言、本株式価値算定書（山田コンサル）の内容、公開買付者等との間で実施した複数回にわたる継続的な協議の内容及びその他の関連資料を踏まえつつ、本答申書において示された本特別委員会の判断内容を最大限尊重しながら、本公開買付けを含む本取引が対象者の企業価値の向上に資するか否か、並びに本公開買付価格及び本新株予約権買付価格を含む本取引に係る取引条件が妥当なものか否かについて、慎重に協議・検討をしたとのことです。

その結果、対象者は、上記「（2）公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」の「③ 対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」に記載のとおり、本日開催の対象者の取締役会において、対象者の経営課題の解決及び株主様への利益還元のための提供という観点から、本取引が対象者の企業価値の向上に資するものであるとともに、本株式価値算定書（山田コンサル）の算定結果、本公開買付価格のプレミアム水準、公開買付者等との交渉過程並びに本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の決定プロセス等に照らし、本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件は妥当なものであると判断し、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対しては、本公開買付けに応募することを推奨し、本新株予約権者の皆様に対しては、本公開買付けに応募するか否かについて本新株予約権者の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。

また、利益相反の疑いを回避する観点から慎重を期するため、上記取締役会における本公開買付けへの意見表明に係る議案については、（i）対象者の取締役8名のうち、当該議案につき特別

利害関係を有するおそれのある公開買付者グループ（但し、対象者を除きます。）の出身者である伊藤義英氏（代表取締役社長）、関原昌浩氏（常務取締役）、中嶋明氏（取締役）及び市川順也氏（取締役・監査等委員）、並びに兼務者である堂本顕孝氏（取締役）及び大川馨一郎氏（取締役）を除く取締役の村上寛氏（対象者独立社外取締役・監査等委員）及び岩下悦男氏（対象者独立社外取締役・監査等委員）の2名において審議し、その全員の賛成により決議を行った上で、(ii) (i)の審議及び決議に参加しなかった伊藤義英氏、関原昌浩氏、中嶋明氏及び市川順也氏が上記議案につき会社法に定める特別の利害関係を有していない可能性を踏まえ、会社法上の定足数を満たす有効な決議を行う観点から、伊藤義英氏、関原昌浩氏、中嶋明氏及び市川順也氏を加えた取締役6名において改めて審議し、その全員の賛成により決議を行うという二段階の手続を経ているとのことです。

⑦ 本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

公開買付期間は、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、37営業日に設定しております。また、対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意は一切行っておりません。このように、公開買付期間を比較的長期に設定することにより、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、対象者株式及び本新株予約権について公開買付者以外の者による対抗的な買付け等の機会を妨げないこととすることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

⑧ 強圧性の排除

公開買付者は、下記「(4) 公開買付け後の組織再編等の方針」に記載のとおり、(i) 本公開買付けの決済の完了後速やかに、公開買付者が本公開買付けの成立により取得する対象者株式の数に応じて、本株式等売渡請求（下記「(4) 公開買付け後の組織再編等の方針」において定義します。以下同じです。）をすること又は本株式併合及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本臨時株主総会（下記「(4) 公開買付け後の組織再編等の方針」において定義します。以下同じです。）の開催を対象者に要請することを予定しており、対象者の株主の皆様に対して株式買取請求権又は価格決定請求権が確保されない手法は採用しないこと、(ii) 本株式等売渡請求又は本株式併合を行う際に、対象者の株主の皆様に対価として交付される金銭は本公開買付価格に当該各株主（公開買付者、対象者及びアイフルを除きます。）の所有する対象者株式の数を乗じた価格と同一となるように算定されることを明らかにしていることから、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保し、これをもって強圧性が生じないように配慮しております。

(4) 公開買付け後の組織再編等の方針

公開買付者は、上記「2 買付け等の目的」の「(1) 公開買付けの目的の概要」に記載のとおり、公開買付者が対象者を完全子会社とすることを目的とする本取引の一環として本公開買付けを実施するため、本公開買付けにより対象者株式の全て（但し、本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、アイフルが所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、以下の本スクイーズアウト手続を実施することを予定しております。

① 株式等売渡請求

公開買付者は、本公開買付けの成立及び本並行買付けにより、公開買付者が所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の90%以上となり、会社法第179条第1項に規定する特別

支配株主となる場合には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第2編第2章第4節の2の規定に基づき、対象者の株主（公開買付者及び対象者を除きます。）の全員（以下「本売渡株主」といいます。）に対し、その所有する対象者株式の全部を売り渡すことを請求（以下「本株式売渡請求」といいます。）するとともに、本新株予約権者の全員（以下「本売渡新株予約権者」といいます。）に対し、その所有する本新株予約権の全部を売り渡すことを請求（以下「本新株予約権売渡請求」といい、「本株式売渡請求」とあわせて「本株式等売渡請求」といいます。）する予定です。本株式売渡請求においては、対象者株式1株当たりの対価として、本公開買付価格と同額の金銭を本売渡株主に対して交付することを定める予定であり、本新株予約権売渡請求においては、本新株予約権1個当たりの対価として、本新株予約権買付価格と同額の金銭を本売渡新株予約権者に対して交付することを定める予定です。この場合、公開買付者は、その旨を対象者に通知し、対象者に対して本株式等売渡請求の承認を求めます。対象者が取締役会の決議により本株式等売渡請求を承認した場合には、関係法令の定める手続に従い、本売渡株主及び本売渡新株予約権者の個別の承諾を要することなく、公開買付者は、本株式等売渡請求において定めた取得日をもって、本売渡株主からその所有する対象者株式の全部を、本売渡新株予約権者からその所有する本新株予約権の全部を取得します。そして、公開買付者は、本売渡株主に対し、本売渡株主の所有していた対象者株式1株当たりの対価として本公開買付価格と同額の金銭を、本売渡新株予約権者に対し、本売渡新株予約権者の所有していた本新株予約権1個当たりの対価として本新株予約権買付価格と同額の金銭を、それぞれ交付する予定です。なお、対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者より本株式等売渡請求をしようとする旨及び会社法第179条の2第1項各号の事項について通知を受けた場合には、対象者の取締役会において公開買付者による本株式等売渡請求を承認する予定とのことです。

株式等売渡請求に関連する一般株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、会社法第179条の8その他の関係法令の定めに従って、本売渡株主及び本売渡新株予約権者は、裁判所に対して、その所有する対象者株式及び本新株予約権の売買価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。なお、かかる申立てがなされた場合の対象者株式及び本新株予約権の売買価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

② 株式併合

本公開買付けの成立及び本並行買付け後、公開買付者が所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の90%未満である場合には、公開買付者は、上記「2 買付け等の目的」の「(1) 公開買付けの目的の概要」に記載のとおり、本公開買付けの決済の完了後速やかに、対象者に対し、会社法第180条に基づき対象者株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を2026年8月下旬から9月上旬頃を目処に開催することを要請する予定です。なお、公開買付者グループは、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

本臨時株主総会において本株式併合の議案についてご承認をいただいた場合には、本株式併合がその効力を生ずる日において、対象者の株主の皆様は、本臨時株主総会においてご承認をいただいた本株式併合の割合に応じた数の対象者株式を所有することとなります。本株式併合により株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、端数が生じた対象者の株主の皆様に対して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じです。）に相当する対象者株式を対象者又は公開買付者に売却することによって得られる金銭が交付されることとなります。当該端数の合計数に相当する対象者株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主の皆様（公開買付者、対象者及びアイフルを除きます。）に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主の皆様が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう設定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを対象者に要請する予定です。また、本株式併合の割合

は、本日現在において未定ですが、公開買付者は、対象者に対して、公開買付者のみが対象者株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）を所有することとなるよう、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主の皆様（公開買付者及びアイフルを除きます。）の所有する対象者株式の数が1株に満たない端数となるように決定するよう要請する予定です。なお、対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けが成立した場合には、公開買付者による上記の各要請に応じる予定とのことです。

本株式併合に関連する一般株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、本株式併合により株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従い、対象者の株主の皆様（公開買付者及び対象者を除きます。）は、対象者に対して、自己の所有する株式のうち1株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び裁判所に対して対象者株式の価格決定の申立てを行うことができる旨が定められています。上記のとおり、本株式併合においては、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様（公開買付者及びアイフルを除きます。）の所有する対象者株式の数は1株に満たない端数となる予定ですので、本株式併合に反対する対象者の株主の皆様（公開買付者及び対象者を除きます。）は、上記申立てを行うことができることになる予定です。なお、上記申立てがなされた場合の対象者株式の買取価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。また、本公開買付けは、本臨時株主総会における対象者の株主の皆様の賛同を勧誘するものではありません。

また、公開買付者は、本公開買付けが成立したものの本公開買付けにおいて本新株予約権の全てを取得できず、かつ、本新株予約権が行使されず残存した場合には、対象者に対して、本新株予約権の取得、本新株予約権者に対する本新株予約権の放棄の勧奨等、本取引の実行に合理的に必要な手続を實踐することを要請する予定です。

上記①及び②の各手続については、関係法令についての改正、施行、当局の解釈等の状況等によっては、実施の方法及び時期に変更が生じる可能性があります。但し、その場合でも、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様（公開買付者、対象者及びアイフルを除きます。）に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該各株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該各株主の皆様が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。以上の場合における具体的な手続及びその実施時期等については、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

また、本公開買付けへの応募又は上記の各手続における税務上の取扱いについては、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様が自らの責任にて税理士等の専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

（5）上場廃止等となる見込み及びその事由

対象者株式は、本日現在、東京証券取引所スタンダード市場に上場されていますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、対象者株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。

また、本公開買付けの成立時点では当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けの成立後に、上記「（4）公開買付け後の組織再編等の方針」に記載の本スクイーズアウト手続が実行された場合には、東京証券取引所の上場廃止基準に該当し、対象者株式は、所定の手続を経て上場廃止となります。上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできません。

上場廃止を目的とする理由並びに一般株主への影響及びそれに対する考え方につきましては、上記「（2）公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」の「① 公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおりです。

(6) 公開買付けに係る重要な合意

①現物配当契約

公開買付者は、アイフルとの間で、2026年5月12日付で以下の内容を含む現物配当契約を締結しております。なお、以下に記載されている、アイフルが所有する対象者株式の公開買付者に対する現物配当は、現物配当の受領者である公開買付者がアイフルの完全親会社（唯一の株主）として議決権を行使するアイフルの株主総会の決議に基づき実施されるものであり、もっぱら公開買付者の意思によって当該現物配当を実施することが可能なものです。また、かかる現物配当によりアイフルから公開買付者に移転するアイフルが所有する対象者株式について、公開買付者からアイフルに対して支払われる対価に相当するものはありません。なお、単独株式移転の方法により、アイフルの完全親会社として公開買付者が設立された2026年4月1日時点において、アイフルが保有していた対象者株式の評価額（取得簿価及び持分損益の合計額）は1株当たり149.41円（小数点以下第三位を四捨五入）であるところ、これは本公開買付価格である257円を下回っており、仮に公開買付者が単独株式移転に伴い当時のアイフルの株主に対して交付した公開買付者の株式が実質的に本並行買付けに係る買付け等の対価を含むとみた場合にも、本並行買付けに係る買付け等の価格は本公開買付けに係る買付け等の価格を下回っております。

(i) アイフルは、法第27条の2第1項但書及び令第7条第1項第13号の規定に基づき、本公開買付けが成立することを条件として、本公開買付けの決済の開始日において、アイフルが所有する対象者株式の全てを、剰余金の配当として、公開買付者に配当する。

(ii) アイフルは、本公開買付けが成立することを条件として、2026年7月3日に株主総会を開催し、上記(i)に定める剰余金の配当に関する決議を求める。但し、公開買付手続進行上の必要性その他の事由により、公開買付者とアイフルは協議の上株主総会の開催日を変更することができる。公開買付者は、本公開買付けの決済の開始日の前日までに、会社法第319条第1項に基づき、アイフルに対して上記(i)に定める剰余金の配当に関して提案するとともに、アイフルの唯一の株主として当該提案につき書面により同意の意思表示を行うことにより、上記(i)に定める剰余金の配当につきアイフルの株主総会の決議を成立させる。

なお、現物配当契約において上記内容の他に定められている事項は、準拠法、合意管轄及び協議事項のみです。

(7) その他公開買付けに関する重要な事項

上記「(1) 公開買付けの目的の概要」に記載のとおり、公開買付者は、2026年5月12日付で、アイフルとの間で、アイフルが所有する対象者株式6,408,000株(所有割合：36.84%)を本公開買付けの決済の開始日に公開買付者に現物配当を行う旨の現物配当契約を締結しております。公開買付者は、法第27条の2第1項但書及び令第7条第1項第13号の規定に基づき、本公開買付けが成立した場合には本公開買付けの決済日に、公開買付けを実施することなく、アイフルから上記現物配当契約に基づく現物配当によりアイフルが所有する対象者株式の全てを取得する予定です。

上記現物配当契約の詳細につきましては上記「(6) 公開買付けに係る重要な合意」をご参照ください。

3. 対象者の概要及び買付け等の条件等

(1) 対象者の概要

①	名	称	あんしん保証株式会社								
②	所	在	地	東京都品川区東品川四丁目12番4号							
③	代	表	者	の	役	職	・	氏	名	代表取締役社長 伊藤 義英	
④	事	業	内	容	家賃債務の保証事業						
⑤	資	本	金	680,942千円(2025年9月30日現在)							
⑥	設	立	年	月	日	2002年12月16日					
⑦	大	株	主	及	び	持	株	比	率	アイフル株式会社	36.89%

(2025年9月30日現在)	雨坂 甲	10.77%
	楽天証券株式会社	3.77%
	小川 秀男	3.13%
	高橋 誠一	2.67%
	AG キャピタル株式会社	2.18%
	政岡土地株式会社	1.78%
	株式会社 SBI 証券	1.64%
	谷村 豊	1.25%
	塚本 大輔	1.20%

⑧ 公開買付者と対象者の関係

資 本 関 係	公開買付者は、本日現在、東京証券取引所スタンダード市場に上場している対象者株式を直接所有していませんが、公開買付者の完全子会社であるアイフル（6,408,000株（所有割合：36.84%））及びAGキャピタル（378,000株（所有割合：2.17%））を通して6,786,000株（所有割合：39.02%）を間接的に所有しております。
人 的 関 係	対象者の取締役8名のうち、2名が公開買付者グループの役員を兼務しており、その他4名が公開買付者の子会社であるアイフルの出身者です。また、アイフルから従業員6名の出向を受け入れております。
取 引 関 係	公開買付者の子会社であるライフカードと対象者は2003年12月に業務提携を行い、ライフカードと提携した商品を提供しております。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	公開買付者は、対象者を持分法適用関連会社としており、公開買付者の関連当事者に該当します。

(注)「大株主及び持株比率（2025年9月30日現在）」は、対象者が2025年11月11日に提出した第24期半期報告書の「大株主の状況」を基に記載しております。

(2) 日程等

① 日程

取 締 役 会 決 議 日	2026年5月12日（火曜日）
公 開 買 付 開 始 公 告 日	2026年5月13日（水曜日） 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)
公 開 買 付 届 出 書 提 出 日	2026年5月13日（水曜日）

② 買付け等の期間

2026年5月13日（水曜日）から2026年7月2日（木曜日）まで（37営業日）

③ 対象者の請求に基づく延長の可能性の有無

該当事項はありません。

(3) 買付け等の価格

- ① 普通株式1株につき、金257円
- ② 本新株予約権1個につき、金1円

(4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
10,984,018株	5,186,700株	一株

- (注1) 応募株券等の数の合計が買付予定数の下限 (5, 186, 700 株) に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限 (5, 186, 700 株) 以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。
- (注2) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにおいて公開買付者が買付け等を行う対象者株式の最大数 (10, 984, 018 株) を記載しております。これは本基準株式数 (17, 392, 018 株) から、本日現在においてアイフルが所有する対象者株式の数 (6, 408, 000 株) を控除した株式数 (10, 984, 018 株) です。
- (注3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。
- (注4) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。
- (注5) 公開買付け期間末日までに本新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により発行又は交付される対象者株式も本公開買付けの対象としております。

(5) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 ー%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	67, 860 個	(買付け等前における株券等所有割合 39. 02%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	109, 840 個	(買付け等後における株券等所有割合 63. 16%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	64, 080 個	(買付け等後における株券等所有割合 36. 84%)
対象者の総株主の議決権の数	173, 660 個	

- (注1) 「買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数 (10, 984, 018 株) に係る議決権の数を記載しております。
- (注2) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者 (但し、特別関係者のうち法第 27 条の 2 第 1 項各号における株券等所有割合の計算において発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令 (平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。) 第 3 条第 2 項第 1 号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。) が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。但し、本公開買付けにおいては、特別関係者のうち AG キャピタルが所有する株券等についても買付け等の対象としているため、「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」の計算においては、AG キャピタルが所有する対象者株式の数 (378, 000 株) に係る議決権の数は分子に加算しておりません。
- (注3) 「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者が 2025 年 11 月 11 日に提出した第 24 期半期報告書 (以下「対象者半期報告書」といいます。) に記載された 2025 年 9 月 30 日現在の総株主等の議決権の数です。但し、単元未満株式 (但し、対象者が所有する単元未満の自己株式を除きます。) 及び本新株予約権の行使により発行又は交付される可能性のある対象者株式についても本公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、本基準株式数 (17, 392, 018 株) に係る議決権数 (173, 920 個) を分母として計算しております。
- (注4) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(6) 買付け等に要する資金 2, 823 百万円

(注) 買付代金は、本公開買付けにおける買付予定数 (10, 984, 018 株) に、本公開買付け価格 (257 円)

を乗じた金額を記載しております。

(7) 決済の方法

① 買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地
株式会社SBI証券 東京都港区六本木一丁目6番1号

② 決済の開始日
2026年7月9日(木曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに応募する株主(以下「応募株主等」といいます。)(外国の居住者である株主(法人株主を含みます。以下「外国人株主」といいます。))の場合はその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。

買付け等は、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

④ 株券等の返還方法

下記「(8) その他買付け等の条件及び方法」の「① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、公開買付期間末日の翌営業日(本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後速やかに、返還すべき株券等を返還します。株式については、公開買付代理人の応募株主等口座上で、返還すべき株式を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します(株式を他の金融商品取引業者等に設定した応募株主等の口座に振り替える場合は、その旨指示してください。)。本新株予約権については、本

新株予約権の応募に際して提出された書類をそれぞれ応募株主等の指示により応募株主等への交付又は応募株主等の住所への郵送により返還します。

(8) その他買付け等の条件及び方法

① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(5,186,700株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(5,186,700株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

令第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ、第4号、第5号(但し、府令第26条第4項第2号乃至第5号及び第7号に限る。)並びに令第14条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に基づき事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が、当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第 27 条の 6 第 1 項第 1 号の規定により、対象者が公開買付期間中に令第 13 条第 1 項に定める行為を行った場合は、府令第 19 条第 1 項に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除の方法については、公開買付代理人のホームページ

(<https://www.sbisec.co.jp>) 画面から所要事項を入力する方法、又は、公開買付期間の末日の午後 3 時 30 分時までに、公開買付代理人のカスタマーサービスセンター（電話番号：0800-222-2999）までご連絡いただき、解除手続を行ってください。

また、店頭応募窓口経由（対面取引口座）で応募された契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の午前 9 時までに、下記に指定する者の本店又は営業所、下記に指定する者の担当者が駐在している SBI マネープラザ株式会社の各部支店に公開買付応募申込受付票（交付されている場合）を添付のうえ、本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。但し、送付の場合は、解除書面が、店頭応募窓口に対し、公開買付期間の末日の午前 9 時までに到達することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者

株式会社 S B I 証券 東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号

（その他の株式会社 SBI 証券の営業所、又は株式会社 S B I 証券の担当者が駐在している SBI マネープラザ株式会社の各部支店）

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求しません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続終了後速やかに上記「(7) 決済の方法」の「④ 株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第 27 条の 6 第 1 項及び令第 13 条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合（但し、法第 27 条の 8 第 11 項但書に規定する場合を除きます。）は、直ちに訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付け期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において又は米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものでもなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付けに係る公開買付け届出書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等（外国人株主の場合は常任代理人）は公開買付け代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付け応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け等若しくは公開買付け応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付け等に関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

(9) 公開買付け代理人

株式会社SBI証券 東京都港区六本木一丁目6番1号

4. 今後の見通し

(1) 本公開買付け後の方針等

本公開買付け後の方針等については、上記「2. 買付け等の目的」の「(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け後の経営方針」、「(4) 公開買付け後の組織再編等の方針」及び「(5) 上場廃止等となる見込み及びその事由」をご参照ください。

(2) 今後の見通し

本公開買付けが公開買付け者の業績に与える影響については、今後公表すべき事実が生じた場合には、速やかに公表いたします。

5. その他

(1) 公開買付け者又はその特別関係者による利益供与の内容

該当事項はありません。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

① 「2026年3月期 決算短信〔日本基準〕（非連結）」の公表

対象者は、本日付で「2026年3月期 決算短信〔日本基準〕（非連結）」を公表しております。当該公表の概要は以下のとおりです。なお、当該内容につきましては、法第193条の2第1項の規定

に基づく監査法人の監査を受けていないとのことです。また、以下の概要は、対象者が公表した内容の一部を抜粋したものであり、詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

(i) 損益の状況（非連結）

決算年月	2026年3月期
営業収益	6,162,390千円
営業費用	5,903,392千円
営業利益	258,997千円
営業外収益	206,928千円
営業外費用	50,584千円
当期純利益	291,952千円

(ii) 1株当たりの状況（非連結）

決算年月	2026年3月期
1株当たり当期純利益	16.81円
1株当たり配当額	—
1株当たり純資産額	149.53円

② 「業績予想の修正に関するお知らせ」の公表

対象者は、2026年4月20日付で「業績予想の修正に関するお知らせ」を公表しております。当該公表の概要は以下のとおりです。なお、詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

2026年3月期 通期業績予想数値の修正（2025年4月1日～2026年3月31日）

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益	1株当たり 当期純利益
	百万円	百万円	百万円	百万円	円 銭
前回発表予想（A）	6,095	120	250	169	9.73
今回修正予想（B）	6,162	263	420	292	16.86
増減額（B－A）	67	143	170	123	—
増減率（%）	1.1	119.8	68.0	73.3	—
（ご参考）前期実績	5,376	58	173	89	5.16

③ 「剰余金の配当（無配）に関するお知らせ」の公表

対象者は、本日付で「剰余金の配当（無配）に関するお知らせ」を公表しております。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

以 上

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧ください。このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類は、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘又は購入申込み若しくは勧誘に該当するものでも、その一部を構成するものでもなく、このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。